

1. 関西学生ゴルフ連盟規約
2. 関西学生ゴルフ連盟競技規定

関西学生ゴルフ連盟規約

総則

第一章 名称及び目的

第1条 本連盟は、関西学生ゴルフ連盟と称する。

第2条 本連盟の目的は、ゴルフを通じ大学相互間の親睦及び発展を図り、技術及び精神の練磨を目的とする競技団体である。

第3条 本連盟は、事務所を大阪市西区江戸堀1丁目2番16号 山下ビル5階に置く。

第二章 会員及び組織

第4条 本連盟は、関西所在大学ゴルフ部を持って組織する。尚、ゴルフ部などの組織を持たない学校の学生でも委員総会の承認を得、会長の推薦を得たものは個人競技に出場できる。またゴルフ部の組織を持つ学校の学生で入部しない者の個人登録は認めない。

第5条 本連盟は、連盟員、特別会員及び顧問にて構成される。

第1項 連盟員は参加校のゴルフ部員にして本連盟の目的に寄与せんとする。

第2項 特別会員は会長とする。

第6条 本連盟に、顧問を若干名置くことができる。

第7条 本連盟に、加入しようとするゴルフ部は本連盟委員長に加盟承認願書を提出し、委員総会の審査決定を経て、会長の承認を得ねばならない。

第三章 連盟員

第8条 本連盟の連盟員は、スポーツマンシップに則り、本連盟の目的達成の為一致団結し、相互の親睦融和を図り、本連盟発展に寄与する。

第9条 連盟員は、加入初年度より4年をこえる事を得ない。ただし、その4年間で学校によって認められた留学や病気、その他の理由でクラブを1年単位で休部し、なおかつその年の試合に1試合も出場しない場合に限り、その年は加盟年数に数えない。なお、通信教育学部、短期留学生については加盟を認めないこととする。

第四章 役員

第10条 本連盟は次の役員を置く。

第1項 会長1名

第2項 顧問 若干名 必要な時会長が任命。

第3項 常任委員（原則として兼任を含む）

委員長1名、競技委員長1名、事務局長1名、一般会計1名、競技会計1名、競技副委員長1名、渉外局長1名、渉外1名

◎アルバイトは渉外局が統括する。

※原則として競技副委員長は任命しない。

第4項 連盟委員は各校、各学年1名とする。

第5項 常任委員補佐は若干名。

第11条 会長は、K.G.Uの推薦によりこれを選び常任委員会においてこれを承認する。

第12条 常任委員の役員選出は、常任委員会議に於いて審議決定し、会長はこれを任命する。尚、委員長の更迭は常任委員会がこれを審議決定し、会長がこれを行う。副委員長、事務局長、会計及び連盟委員の更迭は、常任委員の承認による。

第13条 本連盟の役員の権限及び職務は、次のとおりとする。

第1項 会長は本連盟を代表する。

第2項 委員長は連盟員を代表し、活動全般を掌握する。尚、委員長は急を要する場合、委員総会、常任委員会議を招集することを得る。

第3項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある場合はこれを代行する。

第4項 競技委員長は、競技全般を掌握する。

第5項 事務局長は、連盟事務全般を掌握する。

第6項 会計は、本連盟の財務を司る。

第7項 渉外局長は、外部団体との折衝にあたる。

第8項 尚、連盟委員は委員総会に出席し、各行の意思を代表するものとする。

第9項 常任委員補佐は、常任委員が連盟員より任命し、連盟の運営を補佐する。

第14条 本連盟の役員の任期を次の通りとする。

第1項 会長は、任期を4カ年とする。但し再任を妨げない。

第2項 委員の任期は1カ年とする。但し再任を妨げない。

第15条 委員の欠員を生じた場合は、当該校より補充することを得る。尚補充した委員の任期は前任者の残留期間とする。

第五章 会議

第16条 本連盟には次の会議を設ける。常任委員会議、委員総会、主将会議

第17条 常任委員会議

第1項 常任委員会議は、常任委員にて構成し、本連盟の最高決議機関とする。

第2項 常任委員会議は、本連盟の必要事項を審議決定する。尚、審議決定事項は委員総会の意見を徴し、会長を通じて執行されるものとする。

第3項 常任委員会議は、常任委員の過半数の出席を以て成立し、議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。

第4項 常任委員会議は、次の事項を委員総会に提出し、承認を得ねばならない。

①前年度活動報告

②当該年度活動報告

③その他の事項

第18条 委員総会

第1項 委員総会は常任委員及び連盟委員にて構成し、委員長は毎月1回これを召集する。

第2項 委員総会は次の事項につき審議決定する。

①規約改正

②常任委員会議が委員総会に凶る必要ありと決議した事項

③連盟委員の6分の1以上要請のある事項

第3項 委員総会は連盟委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。尚、規約改正に関しては出席委員の3分の2以上の同意を要する。但し、委員総会における議決権は各校1票とする。

第4項 連盟委員は、欠席の場合代理人を送ることを要する。尚、代理人は当該者の委任状を委員長に提出し代理権を行使するものとする。委員総会に2回出席しなかった者は次の委員総会で謝罪すること。

第5項 委員総会における議長は事務局長がこれを行う。

第19条 主将会議

第1項 主将会議は各校主将にて構成し、議長は毎月1回これを召集する。

第2項 主将会議は常任委員会議の要請事項を諮問する。

第3項 監査は主将会議に於いて選任し、常時会計を監査する。

第4項 主将会議に於いて、各大学は必ず欠席すること。

第六章 会計

第20条 本連盟の会計年度は毎月1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

第21条 本連盟の会計は常任委員である会計がこれに当たる。予算は常任委員会議がこれを審議し、委員総会において決定する。決算はこれと同様とする。

第22条 本連盟の経費には連盟会費及び寄付金をもって充当する。連盟会費は連盟の活動を円滑に行うため団体登録費として、加盟校は次の会費を納入するものとする。各校3万円。

第23条 その他会計に関する必要事項は常任委員会議がこれを審議決定する。

第七章 賞罰

第24条 本連盟は、成績優秀であり模範となる連盟員又は、部及びクラブを表彰する。

第25条 連盟校又は、連盟員にして本連盟の名誉を汚す行為をなしたる者は委員総会にて審議決定し、会長は次の懲戒処分を行う。

第1項 下記の者は失格とし、その時点から対抗戦及び選手権の出場を期限付停止とする。

① 無断欠席者、遅刻者、ルールブック不携帯者、グリーンフォーク不携帯者、

服装規定違反者、喫煙規定違反者（但し、要綱参照）、スコップ不携帯者、カード提出ミス者

- ② その他競技委員が協議して試合出場不相当と認めた者
- ③ 競技委員が警告を与えてそれを守らない者

第2項 期限

- ① 遅刻者、埋土袋、スコップ・ルールブック不携帯者、服装規定違反者は、その試合のみ出場停止とする。尚、遅刻とは、集合時間に選手が不在であることを言う。（但し、遅刻をした選手がスタート時間又はスタート時間5分以内までにスタート可能な状況であるならば2ペナルティーを持ってスタートできるものとする。）喫煙者は、発覚次第この試合を失格とし、その日から6ヶ月間の出場停止とする。また指定練習日において煙草を吸った者も同様とする。これらに該当したものが年度内に3名出た学校は、その時点以後の最初に行われる個人予選（連盟杯または関西学生または会長杯など）の枠を1名削減する。
- ② 喫煙や重大な違反と競技委員長が判断したもの以外の失格者は、その試合のみ失格となり、これに該当した者が1名出た学校は、その時点以後の最初に行われる個人戦予選（連盟杯または関西学生または会長杯など）の枠を1名削減する。
- ③ 無断欠席及び本規定第1項②に該当する者は、6ヶ月間出場停止とする。これらに該当する者が、年度内に出た学校は、その時点以後の最初に行われる個人戦予選（連盟杯または関西学生または会長杯など）の枠を半数に削減する。欠席届の提出期限は、試合当日の前後1週間とする。提出しない場合は無断欠席とする。
- ④ 学生ゴルファーとして不名誉な行為を行った者及び本規定第1項③に該当する者は6ヶ月間出場停止とする。これらに該当する者が出た学校へは次の個人戦（連盟杯・関西学生・会長杯）の予選枠を0とする。
- ⑤ 練習ラウンドも以上の条項に準ずる。（練習ラウンドの遅刻は嚴重注意）
- ⑥ 以上の条項に該当する者が年間5名以上出た学校へは、その年度内に行われるすべての試合の出場権をはく奪する。（春・秋の対抗戦も含む。）

第3項 ペナルティー

- ① ハーフ2時間15分を超える場合、または先行組と15分以上あいた場合で不当な遅延と認められる場合。尚1R4時間半を目標とする。
- ② その他競技委員が協議してペナルティーを科す。

第八章 改正

第26条 本規定の改正に関しては次のごとく定める。

第1項 本規約は委員総会の決議を要する。

第2項 本規約の改正の発議は、委員総会の6分の1以上の賛成を要する。

第3項 本規約改正の発議ある場合は委員総会にて審議決定し、会長がこれを行う。

第九章 附則

第27条 本規定は、本連盟の競技及び競技規定を別に定める。

第28条 競技規定、アマチュア規定は、当該年度日本ゴルフ協会競技規定による。

第29条 本連盟は、全日本学生ゴルフ連盟に所属する。

第30条 競技アルバイトについて

競技アルバイトについてですが、試合を運営するにあたって重要な役割をはたしています。各コース、各企業とも何らかのかたちで試合に携わっていただいていますので、各学校、最低1回はアルバイトにくるようにして下さい。

昭和32年3月制定 昭和42年3月改正 昭和44年3月改正 昭和45年3月改正

昭和46年3月改正 昭和47年2月改正 昭和48年2月改正 昭和49年5月改正

昭和50年3月改正 昭和54年3月改正 昭和55年3月改正 昭和56年2月改正

昭和57年2月改正 昭和63年4月改正 平成元年5月改正 平成2年4月改正

平成5年4月改正 平成6年4月改正 平成8年1月改正 平成10年4月改正

平成12年3月改正 平成21年3月改正 平成22年3月改正 平成23年4月改正

平成24年1月改正

関西学生ゴルフ連盟競技規定

第一章 総則

第1条 本規定は関西学生ゴルフ連盟の主催する競技会に於いて適用する。但し本規定は競技会の運営に対する適用を主旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会（J.G.A）制度の当該年度競技規定による。

第2条 大会役員は、常任委員に於いて委嘱する。

第3条 競技日程は常任委員会に於いて決定する。

第二章 競技者

第4条 競技参加資格は次の通りとする。

第1項 本連盟の学生でアマチュアたる資格を保有し、且つ本連盟に競技者として登録した者。但し、本連盟規約第4条但し書きの場合、または公私立高等学校に在学している19歳未満の者で委員総会の承認を得、会長の推薦を得た者は競技に出場できる。また、初年度に於いて未登録機関に試合に出場する場合、委員総会の承認を必要とする。

第2項 初年度において、3月31日以前の競技会に出場する場合は、入学を予定されている大学の入学許可書及び、それに準ずる書類の写しを添付することでエントリーすることができる。

第5条 競技会参加資格は次の場合これを失う。

第1項 日本ゴルフ協会(J.G.A)からアマチュアたる資格を停止、又ははく奪された者。

第2項 本連盟より競技者たる資格を停止、又ははく奪された者。

第3項 在籍校より停学その他の処分を受け未だ処分の解除を受けぬ者。

第4項 連盟加入初年度より4年を経過した者。

第5項 修得単位が1年終了時16単位、2年終了時32単位、3年終了時48単位未満の者。

第6条 競技者の義務を次のように制定する。

第1項 エチケット、ルール並びに競技管理上のあらゆる規定を熟知し、且つ厳守すること。

第2項 競技会に於いては、ルールブック（2012年度版以降）、グリーンフォーク、目土袋を携帯すること。

第3項 常に学生スポーツマンとして立派な態度を保持し公正な行動をなし、言語を慎むこと。

第4項 18ホール4時間を目標とし、4時間半を厳守すること。

第5項 埋土袋を携帯し埋土は徹底して行うこと。

第6項 ギャラリーの責任は選手が負う。

第7項 喫煙は厳禁。但し、車内、関西学生ゴルフ連盟指定場所でのみ喫煙可。

第8項 使用球競技者の使用球は、日本ゴルフ協会発行の最新の公認球リストに記載されているものでなければならない。本条件の違反は競技失格とする。

第9項 ドライバー

競技者がラウンド中に持ち運ぶドライバーはR & Aルールズ・リミテッドの発行する最新の適合ドライバーヘッドリスト（※）に名前が記載されているクラブヘッド（モデルやロフトによって識別される）を有していなければならない。この条件の違反の罰は競技失格。

※「最新の適合ドライバーヘッドリスト」とは、競技の条件で別途規定されていない限り、競技が開催される週の火曜日にはR & Aのホームページ上に記載されているリストとします。

第7条 参加申し込みの方法

第1項 イ 参加申込（エントリー）の方法

1. 申込期日までに定められた用紙にて申し込むこと。
- ③ 選手名、学年、学部を記入。
- ④ 団体正式名称、主将氏名、主務氏名を記入し、印のしるしの所へそれぞれ捺印する。
- ⑤ 提出日を記入した後に提出すること。

ロ 対抗戦に於ける対戦表の提出方法

1. 当連盟にて定められた用紙にて
 - ① 選手氏名記入
 - ② 団体正式名称、主将氏名を記入する。
 - ③ 提出日を記入した後に提出すること原則として、提出後変更は正当な理由がない限り認めない。
2. 記入におけるミスは、ストロークプレーの場合、ミスをした大学に2ペナルティー、マッチプレーの場合、次の個人戦の枠を1つ減らすこととする。

第2項 申込記載選手以外の出場は認めない。又、申込後記載事項の訂正は原則として認めない。

第3項 申込後正当な理由なくして出場せざる者は、以後の申込を拒絶することがある。

第4項 出場の取り消しは、止むを得ぬ事情のある場合競技当日集合時間迄に申し出ること。

第8条 服装規定

ハ 服装

1. 服装はゴルフウェアを着用し、競技に於いては、自校のユニフォームを

用い、ユニフォームのなき場合は無地のゴルフウェアとすること。また、襟無し半袖シャツ（ハイネックシャツ）、袖無しシャツ（ノースリーブシャツ）は認めない。派手なものは着用してはならない。ズボン（ラインまたは、異なる色のステッチの入ったもの）、キュロットもこれに準ずる。

（男子は短パン不可）

（1）他人に不快感を与えるような髪型、染色は禁ずる。

（2）装飾品の着用については、原則禁止。但し健康器具・医療薬品は除く。

2. 競技に於いては開会式、閉会式には学生服またはブレザー、革靴を着用すること。

3. ユニフォームには、学校名を必ず付け、派手なものは避けること。

4. 団体戦のミーティングにおいては自校のユニフォーム、学生服、ブレザーのいずれかを着用すること。

5. 危険防止、日射病防止のため、プレー中は着帽のこと。スタート時には帽子またはバイザーがない者は失格。

6. 上記の違反については競技委員より指示があった場合にはそれに従うこと。

7. 以上の事は、練習ラウンドにおいても適用される。

第三章 大会及び競技会

第9条 本連盟主催の競技を分けて対抗戦（団体）及び選手権（個人）とする。

第10条 競技方法は原則としてマッチプレーもしくはストロークプレー（ともにスクラッチ）に限る。

第11条 関西学生男子春季学校対抗戦

第1項 加盟男子校を1部、2部、3部、4部、5部に分ける。

1部は1位から6位までの6校、2部は7位から12位までの6校、3部は13位から18位までの6校、4部は19位から24位までの6校、5部は25位から最下位とする。

第2項 競技方法及び選手数は次のように定める。

①1部・2部・3部・4部・5部はストロークプレーとする。1部は原則として54ホールズストロークプレーとし、5名中上位4名の合計ストローク数に依り順位を決定する。1部・2部・3部・4部・5部は54又は36又は18ホールズストロークプレーで、5名中4名の合計ストロークにより順位を決す。合計ストローク数の相等しき場合には、5番目の合計ストローク数により、更に相等しき場合には4, 3, 2, 1番目の順に合計ストローク数の少ない学校を上位とする。

②選手登録は1部7名、2部7名、3部7名、4部7名、5部7名とする。1部は午前、午後の選手交代を認める。

第3項 新年度春季大学対抗戦は昨年度の順位が継続される。

第4項 1部大学対抗戦上位3校は、全日本大学ゴルフ対抗戦出場権を得る。

第12条 関西学生男子秋季学校対抗戦

第1項 加盟校1部、2部、3部、4部、5部に分けて行う。

第2項 競技方法及び選手数は次のようにする。

①1部は午前シングルス8ポイント、午後ダブルス8ポイント、合計16ポイント。リーグ戦の順位決定は勝点の多い学校を上位とする。但し、勝点相等しき場合には勝率の高い学校を上位とし、更に総ポイント相等しき場合には全試合のアップ数の合計の多い学校を上位とし、又総アップ数相等しき場合には残りホールの多い学校を上位とする。尚、春の上位校を上位とする。

第3項 1部、2部入替戦の競技方法は1部の形式による。尚、引き分けの場合は1部、2部の入替は行わない。2部、3部は、原則として36ホールズストロークプレーとし5名中上位4名。4部、5部は原則として18ホールズストロークプレーとし5名中4名。但しストローク数相等しき場合には、5番目の合計ストローク数に依り順位を決定する。更に相等しき場合には4, 3, 2, 1番目の順にそれぞれの合計ストローク数の少ない学校を上位とする。

②7名まで選手登録できる。

第4項 1部リーグ上位3校は、信夫杯争奪全日本大学対抗ゴルフ選手権の出場権を得る。

第13条 関西学生女子学校対抗戦

第1項 加盟校を1部、2部各部に分ける。

1部は1位から6位までの6校、2部は7位から12位までの6校とする。

第2項 毎年2回春秋に行う。

第3項 競技方法及び選手数は次のようにする。

①1部は原則として、1日18ホールズ2日間トータル36ホールズストロークプレーとし、5名中上位4名の合計ストローク数により順位を決定する。但し、合計ストローク数の相等しき場合には、5番目の合計ストローク数により、更に相等しき場合には4, 3, 2, 1番目の順にそれぞれ合計ストローク数の少ない学校を上位とする。但し試合は2部、1部の順に行われ入替戦を兼ねる。

②2部は、原則として18ホールズストロークプレーとし、4名

中上位3名の合計ストローク数により順位を決定する。但し、合計ストローク数の相等しき場合には、1部形式で順位を決定する。

③登録選手は7名とする。

第4項 ①春季1部校学校対抗戦上位3校は、全日本女子大学ゴルフ対抗戦の出場権を得る。

②秋季1部校学校対抗戦上位3校は、信夫杯争奪全日本女子大学対抗ゴルフ選手権の出場権を得る。

第14条 関西学生男子連盟杯

第1項 毎年1回春季に行う。

第2項 3日間54ホールズストロークプレーとし、予選を経た80位タイの選手とシード選手によって本戦を行う。

第3項 1) 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、200名内外の選手によって行う。

2) 本戦への通過者は、本戦シード選手と予選順位80位タイとする。

第15条 関西学生選手権(K.G.U 主催)

第1項 毎年1回日本学生ゴルフ選手権以前に行う。

第2項 本線の試合方法は K.G.U の指示に従い、選考を経た104名内外の選手によって本戦を行う。(本戦シード選手を含む)

第3項 1) 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、220名内外の選手によって行う。

第16条 関西学生男子会長杯

第1項 毎年1回冬季に行う。

第2項 3日間54ホールズストロークプレーとし、選考を経た60位タイの選手と本選シード選手によって本戦を行う。

第3項 1) 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、100名内外の選手によって行う。

2) 本戦への通過者は60位タイとする。

第4項 出場資格

1) シード選手 2) 予選通過者

第17条 関西学生男子新人戦

第1項 毎年2回春季、秋季に行う。

第2項 1) 18ホールズストロークプレーとし、140名内外の選手によって行う。

2) 決勝ラウンドは原則として18ホールズストロークプレーとする。

3) 春の優勝者は本年の関西学生ゴルフ選手権の出場権を得、3位迄の選手は本年の関西学生ゴルフ選手権予選の出場権を得る。

また、秋の優勝者は翌年の関西学生男子連盟杯の出場権を得、3位迄の選手は関西学生男子連盟杯予選の出場権を得る。

第3項 当連盟登録2年目迄で且つ関西学生男子新人戦を除く関西学生ゴルフ連盟主催競技の本戦出場選手以外の選手。(関西学生選手権を含む)

第18条 マンスリー (関西学生男子月例杯)

第1項 毎年5回行う。

第2項 18ホールズストロークプレーとし、各試合それぞれ60名内外の選手によって行う。

第3項 全日本学生ゴルフ連盟主催競技に出場していない選手(日本学生ゴルフ選手権を含む)尚、関西学生男子月例大会の出場権を得た選手は、次回からの月例杯の出場資格はない。

第19条 グランドマンスリー (関西学生男子月例大会)

第1項 毎年1回関西学生男子会長杯以前に行う。

第2項 18ホールズストロークプレーとし、60名内外の選手によって行う。

第3項 各関西学生男子月例杯の上位10位までの選手によって行う。

第20条 関西学生女子連盟杯

第1項 毎年1回春季に行う。

第2項 1日18ホールズ、2日間36ホールズストロークプレーとし、選考を経た40名内外の選手によって本戦を行う。(本戦シード選手を含む)

第3項 1) 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、130名内外の選手によって行う。

2) 本戦への通過者は、本戦シード選手と予選通過者合わせて、40名内外とする。

第21条 関西女子学生選手権(K.G.U 主催)

第1項 毎年1回日本女子学生ゴルフ選手権以前に行う。

第2項 1日18ホールズ2日間36ホールズストロークプレーとし、選考を経た40名内外の選手によって本戦を行う。(本戦シード選手を含む)

第3項 1) 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、150内外の選手によって行う。

第22条 関西学生女子会長杯

第1項 毎年1回冬季に行う。

第2項 1日18ホールズ2日間36ホールズストロークプレーとし、選考を経た40名内外の選手によって試合を行う。

第3項 出場資格 1) シード選手

第23条 関西学生女子新人戦

第1項 毎年2回春季、秋季に行う。

第2項 18ホールズストロークプレーとし、90名内外の選手によって行う。

第3項 当連盟登録2年目迄で且つ全日本学生ゴルフ連盟主催競技の個人戦に出場していない選手

第24条 マンスリー（関西学生女子月例杯）

第1項 毎年5回行う。

第2項 18ホールズストロークプレーとし、各試合それぞれ50名内外の選手によって行う。

第3項 全日本学生ゴルフ連盟主催競技に出場していない選手（日本女子学生ゴルフ選手権を含む）尚、関西学生女子月例大会の出場権を得た選手は、次回からの月例杯の出場資格はない。

第25条 グランドマンスリー（関西学生女子月例大会）

第1項 毎年1回関西学生女子会長杯以前に行う。

第2項 18ホールズストロークプレーとする。

第3項 関西学生女子月例杯の出場選手上位1割（小数点以下切り上げ）の選手が関西学生女子月例大会の出場権を得る。